

定 款

株式会社 ナ ガ セ

2022 年 6 月 29 日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ナガセと称し、英文では、Nagase Brothers Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 語学・教養・情報技術ならびにそれらの資格習得に関する教育事業の提供ならびに企画、運營業務
- (2) 前号に関する映像、音響、文字および放送、インターネット等を使用した通学教育、通信教育の実施
- (3) 書籍、雑誌の出版、録音テープおよびビデオその他の映像著作物の制作、販売
- (4) 予備校、進学塾および補習塾の経営
- (5) 進学および補習に関する通信教育ならびに公開模擬試験の実施
- (6) 教育相談事業および学童家庭における補講の実施
- (7) 教養、趣味、実益および健康増進などに関する各種講演会、講座ならびに通信教育の実施による文化教育事業
- (8) 社員研修ならびに秘書、ワープロなど特殊事務に関する教育事業
- (9) 職業紹介事業及び労働者派遣事業
- (10) 電気通信事業法に基づく衛星回線再販および画像伝送等の第二種電気通信事業
- (11) 放送法に基づく委託放送事業
- (12) 教育機器用ソフトおよびコンピューター用ソフトの制作、販売
- (13) 博覧会、展示会など催事の企画、運営および管理ならびに運営従事者に対する教育研修事業
- (14) 電話など通信システムによる取次、報告、文書作成等の秘書代行業務
- (15) 各種催事の企画書、案内状などビジネス文書等の立案および作成業務
- (16) 前各号に関する経営および技術指導ならびにコンサルティング業務
- (17) 学生寮の経営
- (18) 有価証券の売買
- (19) 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
- (20) 喫茶店および食堂の経営
- (21) 新聞、雑誌、放送その他すべての広告業務
- (22) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都武蔵野市に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

、

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、37,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社ではこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要が有る場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録する。

- ② 前項の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、

その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のために、選任された取締役の任期は、前任者または他の現任取締役の任期満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- ② 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

- ② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法および報告の省略)

第24条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

- ③ 取締役または監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く)を通知したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を発するものとする。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がされていなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(営業年度)

第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第39条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第40条 配当財源が金銭である場合は、当社がその支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

以上

附則

第1条 変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに定める施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

- ② 本附則は、施行日から6か月を経過した日、または施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。